

第16号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国民健康保険税の税率改定等を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子</u></p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要す</p>

育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) (略)

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、

る費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第11条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万6,000円とする。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつ

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第11条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万円とする。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつ

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条、第18条、第30条第1項及び第33条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条、第18条、第30条第1項及び第33条第1項において同じ。)以外の世帯 1世帯について 2万2,000円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 (略)

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条、第26条第1項及び第29条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条、第26条第1項及び第29条第1項において同じ。)以外の世帯 1世帯について 2万2,000円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 800円

(2) 特定世帯 1世帯について 400円

(3) 特定継続世帯 1世帯について 600円

(賦課期日)

(賦課期日)

第19条 (略)

(徴収の方法)

第20条 国民健康保険税は、第23条、第27条及び第28条の規定によって特別徴収（法第1条第1項第9号に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（法第1条第1項第7号に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する。

(普通徴収に係る納期)

第21条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第22条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第30条第1項又は第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(特別徴収)

第23条 (略)

(特別徴収義務者の指定)

第24条 (略)

第15条 (略)

(徴収の方法)

第16条 国民健康保険税は、第19条、第23条及び第24条の規定によって特別徴収（法第1条第1項第9号に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（法第1条第1項第7号に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する。

(普通徴収に係る納期)

第17条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第26条第1項又は第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(特別徴収)

第19条 (略)

(特別徴収義務者の指定)

第20条 (略)

(特別徴収の方法によって徴収した税額の納入の義務)

第25条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知)

第26条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第27条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第28条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第23条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当

(特別徴収の方法によって徴収した税額の納入の義務)

第21条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知)

第22条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第23条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第24条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第19条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当

該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収の方法によって徴収する税額への繰入)

第29条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第21条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

(税額の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介

該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収の方法によって徴収する税額への繰入)

第25条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第17条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

(税額の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文

護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ

の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ

っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条及び第33条第1項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1万8,200円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,000円

エ～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条及び第29条第1項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1万4,000円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4,200円

エ～カ (略)

1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 560円

(イ) 特定世帯 1世帯について 280円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1万3,000円

イ （略）

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,000円

エ～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1万円

イ （略）

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 3,000円

エ～カ （略）

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 400円

(イ) 特定世帯 1世帯について 200円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,200円

イ （略）

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,000円

イ （略）

ウ 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,000円

エ～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 160円

(イ) 特定世帯 1世帯について 80円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対

1人について 1,200円

エ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対

して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 900円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3, 000円

(2) 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万円

(2) 国民健康保険の被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 5
00円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 5
00円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 0
00円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 000円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人に
ついて次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180
円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300
円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第5
6条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保
険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 900
円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 5
00円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 4
00円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第5
6条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保
険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対

して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援

して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被
保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被
保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するもの
とした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均
等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産
後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達
する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「1
8歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税
義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被
保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満
被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項
又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつて
は、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被
保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を
減額して得た額とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第30条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又は
その世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一
世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第
2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第31条の2第

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又は
その世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一
世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第
2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条の2第

1項及び第33条第1項において同じ。)である場合における第3条、前条第1項及び第33条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第30条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」と、第33条第1項の表第2号中「被保険者の合計所得金額」とあるのは「被保険者の合計所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、同表第5号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被

1項及び第29条第1項において同じ。)である場合における第3条、前条第1項及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」と、第29条第1項の表第2号中「被保険者の合計所得金額」とあるのは「被保険者の合計所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、同表第5号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被

保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第31条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第31条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第31条の3 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第32条 (略)

(税の減免)

第33条 市長は、次の表の左欄に掲げる各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、当該納税義務者の国民健康保険税額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額を軽減又は免除(以下「減免」という。)する。

減免の理由	減免額
1～4 (略)	(略)
5 保険税の減免を受	申請日の属する年度分の保険税額

保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第27条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第27条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第28条 (略)

(税の減免)

第29条 市長は、次の表の左欄に掲げる各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、当該納税義務者の国民健康保険税額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額を軽減又は免除(以下「減免」という。)する。

減免の理由	減免額
1～4 (略)	(略)
5 保険税の減免を受	申請日の属する年度分の保険税額

けようとする申請があった日(以下この表において「申請日」という。)の属する年の総合計所得金額及びその前年中の総合計所得金額がいずれも300万円以下で、その世帯の生計の中心となっていた納税義務者又は被保険者が継続して6か月(入院の場合にあつては、3か月)を超える長期療養、失業等(自発的失業、特例対象被保険者等に該当する非自発的失業又は定年による退職を除く。)又は事業の廃止若しくは休止又は災害による

に、次の区分により割合を乗じて得た額に相当する額(第30条第1項第2号に規定する納税義務者に該当するものは、減免の割合の欄の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の規定中「5割」及び「6割」とあるのは「4割」とする。)

(略)

けようとする申請があった日(以下この表において「申請日」という。)の属する年の総合計所得金額及びその前年中の総合計所得金額がいずれも300万円以下で、その世帯の生計の中心となっていた納税義務者又は被保険者が継続して6か月(入院の場合にあつては、3か月)を超える長期療養、失業等(自発的失業、特例対象被保険者等に該当する非自発的失業又は定年による退職を除く。)又は事業の廃止若しくは

に、次の区分により割合を乗じて得た額に相当する額(第26条第1項第2号に規定する納税義務者に該当するものは、減免の割合の欄の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の規定中「5割」及び「6割」とあるのは「4割」とする。)

(略)

死亡により、申請日の属する年の当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の総所得金額等(法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下この表において同じ。)の合計見込額がその前年中の総所得金額等の合計額と比べて3割以上減少すると認められる世帯に属する者(第30条第1項第1号に規定する納税義務者に該当するもの及び同一人の同一理由による減免の申

死亡により、申請日の属する年の当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の総所得金額等(法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下この表において同じ。)の合計見込額がその前年中の総所得金額等の合計額と比べて3割以上減少すると認められる世帯に属する者(第26条第1項第1号に規定する納税義務者に該当するもの及び同一人の同一理由による減免の申

請を既に行ったものを除く。

6 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下この号及び附則第15項において「資格取得日」という。)において年齢65歳以上である者であって、資格取得日の前日において国民健康保険法第6条第1号から第4号まで又は第7号の規定による被保険者、組合員又は加入者である者(資格取得日において同条第8号の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であったもの

資格取得日の属する月から2年を経過する月までの期間の保険税額に、次の区分に応じ、それぞれの割合を乗じて得た額に相当する額を合算して得た額

区分		減免の割合
旧被扶養者に係る第3条、 <u>第7条</u> 及び <u>第15条</u> の規定により算定する額		(略)
<u>第30条</u> <u>第1項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の適用を受けない者	<u>第30条</u> <u>第1項第3号</u> の適用を受けない世帯	(略)
の世帯に	<u>第30条</u> <u>第1項第</u>	(略)

請を既に行ったものを除く。)

6 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下この号及び附則第15項において「資格取得日」という。)において年齢65歳以上である者であって、資格取得日の前日において国民健康保険法第6条第1号から第4号まで又は第7号の規定による被保険者、組合員又は加入者である者(資格取得日において同条第8号の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であったもの

資格取得日の属する月から2年を経過する月までの期間の保険税額に、次の区分に応じ、それぞれの割合を乗じて得た額に相当する額を合算して得た額

区分		減免の割合
旧被扶養者に係る第3条及び <u>第7条</u> の規定により算定する額		(略)
<u>第26条</u> <u>第1項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の適用を受けない者	<u>第26条</u> <u>第1項第3号</u> の適用を受けない世帯	(略)
の世帯に	<u>第26条</u> <u>第1項第</u>	(略)

(以下この号、第33条第4項及び附則第15項において「旧被扶養者」という。)を有する者

属する旧被扶養者に係る第5条、第9条、第16条及び第17条に規定する額

3号の適用を受ける世帯

当該世帯に属する被保険者がすべて旧被扶養者である場合（特定世帯及び第30条第1項第1号又は第2号 特定世帯及び第3項第3号の適用を受けない世帯

(略)

(以下この号、第29条第4項及び附則第15項において「旧被扶養者」という。)を有する者

属する旧被扶養者に係る第5条及び第9条に規定する額

3号の適用を受ける世帯

当該世帯に属する被保険者がすべて旧被扶養者である場合（特定世帯及び第26条第1項第1号又は第2号 特定世帯及び第2項第3号の適用を受けない世帯

(略)

の適用を受ける場合を除く。)の第6条、 <u>第10条</u> 及び <u>第18条</u> に規定する額	以外の世帯	<u>第30条</u> <u>第1項</u> <u>第3号</u> の適用を受ける世帯	(略)
	特 定	<u>第30条</u>	(略)

の適用を受ける場合を除く。)の第6条及び <u>第10条</u> に規定する額	以外の世帯	<u>第26条</u> <u>第1項</u> <u>第3号</u> の適用を受ける世帯	(略)
	特 定	<u>第26条</u>	(略)

	継 続 世 帯	第 1 項 第 3 号 の適 用を 受け ない 世帯	(略)
		第 3 0 条 第 1 項 第 3 号 の適 用を 受け る世 帯	
7	(略)	(略)	

2～5 (略)
(準用)

	継 続 世 帯	第 1 項 第 3 号 の適 用を 受け ない 世帯	(略)
		第 2 6 条 第 1 項 第 3 号 の適 用を 受け る世 帯	
7	(略)	(略)	

2～5 (略)
(準用)

第34条 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第30条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、第

第30条 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び

第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定

第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する

に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は

場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法

に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第30条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第30条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非

律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第30条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第30条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び

する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第15条及び第30条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭

特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44

和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第30条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度から平成30年度までの各年度分の国民健康保険税の減免の特例)

14 平成22年度から平成30年度までの各年度分の第33条第1項の表第7号による国民健康保険税の減免については、同号中「資格取得日の属する月から2年を経過する月までの期間」とあるのは「資格取得日の属する月から」とする。

(令和元年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、令和元年度以後の年度分の第33条第1項の表第6号による国民健康保険税の減免については、資格取得日の属する月から2年を経過した月以後も、引き続き旧被扶

年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度から平成30年度までの各年度分の国民健康保険税の減免の特例)

14 平成22年度から平成30年度までの各年度分の第29条第1項の表第7号による国民健康保険税の減免については、同号中「資格取得日の属する月から2年を経過する月までの期間」とあるのは「資格取得日の属する月から」とする。

(令和元年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、令和元年度以後の年度分の第29条第1項の表第7号による国民健康保険税の減免については、資格取得日の属する月から2年を経過した月以後も、引き続き旧被扶

養者に係る第3条、第7条及び第15条の規定により算定する額を免除する。

養者に係る第3条及び第7条の規定により算定する額を免除する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定（「第7号」を「第6号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。